

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器連続洗浄装置(C)洗浄ボール循環配管において、サポート用Uボルトとナットに腐食が認められたため、当該Uボルト及びナットを交換。	G III	
2	1号機	原子炉給水ポンプ(A)駆動用タービン低圧蒸気加減弁点検において、当該弁のケーシング移動に伴う天地作業時、玉掛け用ワイヤーが弁付属配管(リークオフ管)のフランジ部に干渉し、同配管に曲がりが生じたため、対応検討。	G II	
3	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)伝熱管の渦流探傷検査において、配管減肉(10本)及び伝熱管パッフル部外面減肉(22本)が認められたため、当該伝熱管を交換。	G III	
4	1号機	海水熱交換器電解鉄イオン供給装置の廃棄物処理補機冷却系熱交換器(B)入口配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	G III	
5	1号機	原子炉補機冷却系第1中間ループ熱交換器(A)伝熱管の渦流探傷検査において、伝熱管パッフル部外面減肉(1本)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	G III	
6	3号機	線源校正装置への線源装荷作業において、線源を収納する棒が所定の位置に収納されていないことが確認されたため調査したところ、線源を収納する棒の長さが所定の長さより約15cm程度長い事が認められたため、対応検討。	G II	
7	4号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置海水ストレーナー(A)ベント弁において、シートリークが認められたため、当該弁を補修。	G III	
8	その他	平成22年4月～6月に作成した発電所実績一覧表(月度)において、当該一覧表の設備利用率と稼働率の累計値算出に誤りが認められたため、当該箇所を訂正すると共に当該データ引用情報を差し替え実施。	G II	
9	その他	水処理設備制御室空調設備において、室外ユニット吸気口及び排気部に汚れが認められたため、当該部を点検清掃。	対象外	
10	その他	水処理設備電気品室空調設備(No.2)において、室外ユニット冷媒配管保温材に劣化が認められたため、当該保温材を修理。	G III	
11	その他	水処理設備電気品室空調設備(No.1)において、室外ユニット冷媒配管保温材に劣化が認められたため、当該保温材を修理。	G III	
12	その他	水処理設備計算機室空調設備において、室外ユニット吸気口及び排気部に汚れが認められたため、当該部を点検清掃。	対象外	